一二九九　アーモンドミルクについての検査方法を制定する件　二七　二
一三〇〇　飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件　二七　二
一三〇一　農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件　二七　二
一三〇二　農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間の一部を改正する件　二七　二
一三〇三　出願公表後に品種登録出願を取り下げた件　二七　二
一三〇四　出願公表後に品種登録出願が拒絶された件　二七　二
一三〇五―一三一七　保安林の指定施業要件を変更する件　二七　三
一三一八―一三三三　〃　二八　二
一三三四　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二八　五

一三三五　農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　二八　192　三二
一三三六―一三四三　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二八　192　三三
一三四四　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等の一部を改正する告示　三一　三
○農林水産省、環境省
四　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件　一八　184　三
○経済産業省
九九　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　五　特36　五
一〇〇　計量法第百三十四条第一項及び第二項の規定に基づく特定標準器等及び特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置を指定する件　七　二
一〇一　インバランスリスク単価等を定める告示の一部を改正する告示　一三　二
一〇二　広域系統整備交付金に係る電気工作物の整備又は更新に要する費用等を定める告示　一四　四

一〇三　重要電源開発地点の指定に関する規程の一部を改正する告示　一四　四
一〇四　令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　二一　特45　一
一〇五　商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたカナダの紋章を指定した件　二四　188　五四
一〇六　商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたコロンビア共和国の紋章を指定した件　二四　188　五五
一〇七　商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたデンマーク王国の紋章を指定した件　二四　188　五五
一〇八　商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたキルギス共和国の紋章を指定した件　二四　188　五五
一〇九　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された持続可能な発展のためのフランコフォニー機構の標章を指定した件　二四　188　五六

一一〇　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された装備協力共同機関の標章を指定した件　二四　188　五六
一一一　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際オリーブ協会の標章を指定した件　二四　188　五六
一一二　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、令和八年熊本地震による激甚災害に関し定める件　二八　192　三三
一一三　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第十九条に規定する手数料を現金をもって納めることができる事務所を指定した告示を廃止する件　三一　四
一一四　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づき、同法第三十三条第二項の登録をした件　三一　七
○経済産業省、国土交通省
六　鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示　三　174　一一